

ISSB の「アジェンダの優先度に関する協議」に対する意見書（案）

2023 年 8 月 〇 日

知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会

<はじめに>

1. 我々は、「知財投資・活用戦略の有効な開示及びガバナンスに関する検討会」という名称の検討会である。日本の投資家や企業経営者等で構成されており、日本の内閣府の要請を受けて 2021 年 8 月に設置された。本検討会は、主に企業経営者及び投資家・金融機関に向けて「知財・無形資産ガバナンスガイドライン」を策定した（2022 年策定、2023 年改訂。合計 21 回の検討会開催。）。
2. サステナビリティ課題への対応は、長期的かつ持続的な価値創造に向けた経営戦略の根幹をなす要素となりつつある。サステナビリティ課題の解決のためには、企業はイノベーションを起こし、解決策となる新たな製品・サービスを顧客に提供する必要がある。そのためには、企業の知財・無形資産の投資・活用は必要不可欠である。本ガイドラインは、イノベーションを支える長期投資を促進するため、投資者の投資判断に資する情報開示を促すものである。
3. また、本ガイドラインは、企業がどのような形で知財・無形資産の投資・活用戦略の開示やガバナンスの構築に取り組めば、短期、中期、長期に亘って、キャッシュフローを生み出し、企業価値の創出につながるか、投資家や金融機関から適切に評価されるかという、企業と投資家の建設的なコミュニケーションについて分かりやすく示している。この点は、世界におけるサステナビリティを重視した企業経営を促進する取組の具体例となりうる。従って、ISSB が目指す、投資者に焦点を当てたサステナビリティ開示のグローバル・ベースラインを強化することにも貢献できると考える。
4. 我々は、「報告における統合」の議論が開示と企業価値の関連付けに不可欠であり、企業価値の正確な把握のために必要と考えている。報告における統合（Integration in reporting）は、価値創造に関する情報が、どこで、どのような内容が、どのように、概念上及び事業上の関連性（linkages）を通じて「つながりのある（connected）」とされるのか、との記載が企業に求められている。本ガイドラインでは、コミュニケーション・フレームワークとして「企業変革のストーリー」「企図する因果パス」「ROIC 逆ツリー等の経営指標との紐付け」という考え方を提示している。これらの考え方は、報告における統合プロジェクトを迅速に進めることに貢献できると考えている。
5. そのため、このコミュニケーション・フレームワークの概念を報告における統合の枠組みに導入することを要望する。このフレームワークに則った開示を企業が行うことで、投資家の理解を促進し、投資家との建設的な対話を進めることができると考える。
6. 本検討会は、世界の金融市場に透明性、説明責任及び効率性をもたらす IFRS 財団及び ISSB の活動に敬意を表す。また、本検討会は、今回の「アジェンダの優先度に関する協議」（ア

ジェンダ協議) に対して意見を提出する機会を得られたことを歓迎する。

7. なお、本ガイドラインでいう「知財・無形資産」は、「知財を始めとする無形資産」を指すが、そのスコープは、特許権、商標権、意匠権、著作権等の知的財産権に限られず、技術、ブランド、デザイン、コンテンツ、ソフトウェア、データ、ノウハウ、顧客ネットワーク、信頼・レピュテーション、バリューチェーン、サプライチェーン、これらを生み出す組織能力・プロセスなど、幅広い知財・無形資産を含んでいる。これは、国際統合報告フレームワークの資本の分類のうち、「知的資本」、「社会・関係資本」等をカバーするものである。

質問 1 ISSB の活動の戦略的方向性及びバランス

(a)優先度の最も高いものから最も低いものの順に、次の活動をどのように順位付けするか。

- (i) 新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトの開始
- (ii) ISSB 基準 (IFRS S1 号及び IFRS S2 号) の導入 (implementation) の支援
- (iii) ISSB 基準の的を絞った拡充 (enhancements) のリサーチ
- (iv) サステナビリティ会計基準審議会 (SASB) の基準 (SASB スタンド) の向上 (enhancing)

8. (i)「新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトの開始」のうち、「報告における統合」、及び(ii)「ISSB 基準 (IFRS S1 号及び IFRS S2 号) の導入」の優先度が相対的に高いと考えている。また、(i)と(ii)の優先度は同じと位置付けている。
9. この二つの次に、人的資本のうち、知財・無形資産に関わる部分が重要と考えている。

(b)順位付けした順番の理由を説明し、ISSB が各活動の中で優先すべき作業の種類を特定された

(「新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクトの開始」のうち、「報告における統合」を優先すべき理由)

10. 「報告における統合」プロジェクトを進めることにより、投資家が、財務業績とサステナビリティのパフォーマンスの間のつながりを容易に理解することが可能となり、企業価値を適切に評価することにつながるためである。

(ISSB 基準 (S1 号、S2 号) の導入支援を優先すべき理由)

11. S1,S2 の適用が開始されると、実務的な課題が明らかになってくると考えられる。例えば、スコープ 3 の排出量に関しては、必要なデータの入手可能性が低い、排出量を算出する際の手法に企業間でばらつきがある等の課題を有している。今後追加的なトピックに関する基準を作成する場合に、導入時の実務的な知見が活用できると考える。そのため、S1,S2 の導入支援は優先されるべきであると考える。

12. また、S1 中、「つながりのある情報」において、サステナビリティ関連情報と他の財務情報の関係を説明することが求められている。知財・無形資産はサステナビリティ関連トピックのリスクや機会を評価し、財務情報と接続する観点で重要な情報であり、財務情報にどのようにつながるかを説明する際に使われるべきであると考え。
13. なお、気候変動をはじめとするサステナビリティ関連トピックに関する課題を解決するためには、企業はイノベーションを起こす必要がある。イノベーションの社会実装には時間がかかるため、研究開発投資の成果などの知財・無形資産の開示により、アウトカムまでの具体的な時間軸、進捗状況を可視化することが可能となり、投資家にとって有益な情報であると考え。
14. ISSB は、S1 号、S2 号の導入にあたって、ガイダンス及び資料の開発又は強化に言及しているが、その開発又は強化に当たっては、関連する知財・無形資産を適切に情報開示することも促すべきである。

(人的資本のプロジェクトが重要と考える理由)

15. サステナブル課題の解決のためには、イノベーションの社会実装による価値創造が必要であり、イノベーションの創出には知財・無形資産の投資・活用が必要である。そのためにはイノベーションを起こすことのできる人材が必要である。このことは ISSB も認識しており、例えば、アジェンダ協議の A15 の中で人的資本の定義の中で「労働力のイノベーションへの意欲」が記載されている。また、アジェンダ協議の A16 の中で企業の能力の例示として「イノベーションを行う能力」が挙げられていることから明らかである。人的資本プロジェクトの検討を進める際には、イノベーションを起こすことのできる人材に関する情報開示等、企業価値の創造に関連する情報を開示をすることが重要であると考え。

(c)ISSB の作業に含めるべき他の活動はあるか。ある場合、それらの活動について記述し、それらが必要である理由を説明されたい。

コメントなし。

質問 2 ISSB の作業計画に追加する可能性があるサステナビリティ報告事項の評価規準

(a)ISSB が適切な規準を識別したと考えるか。

16. ISSB の提案した規準は適切と考える。その上で、示された基準のうち、①「投資者にとっての当該事項の重要度」を重視すべきと考える。その理由は IFRS サステナビリティ開示基準の目的は、一般目的財務報告の主要な利用者の意思決定に有用な情報の開示を要求することであり、主要な利用者としての投資家にとっての視点が一番重要と考えるためである。

(b)ISSB は他の規準を考慮すべきか。すべきである場合、それはどのような規準で、その理由は何か。

コメントなし。

質問 3 ISSB の作業計画に追加する可能性がある新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクト

(a)新たな 2 年間の作業計画において新たなプロジェクトに関する ISSB のキャパシティが限定的であることを考慮に入れて、ISSB は集中的に取り組む単一のプロジェクトを優先し、そこで大きく進捗するようにすべきか、それとも ISSB は複数のプロジェクトに関して作業し、各々において少しずつ (incremental) 進捗するようにすべきか。

(i)単一のプロジェクトとする場合、どれを優先すべきか。

(ii)複数のプロジェクトとする場合、どのプロジェクトを優先すべきか、また、最も高いものから最も低いものの順に、相対的な優先度はどのようなものか。付録 A の 4 つのプロジェクト案から選ぶか又は他のプロジェクトを提案してもよい。

17. 提示された 4 つのテーマのうち、「報告における統合」を単一のプロジェクトとして優先的に進めるべきと考える。その理由は、質問 7 で回答するように、投資家の意思決定に有益な情報を提供するという観点から、この問題は一番重要度が高いと考えているためである。

質問 4 - 6

コメントなし。

質問 7 : ISSB の作業計画に追加する可能性がある新たなリサーチ及び基準設定のプロジェクト :

報告における統合

(a)報告における統合プロジェクトは、ISSB のリソースを集中的に (intensive) 使用する可能性がある。これは、トピック別に開発されている基準が開発されるペースを鈍らせる可能性があることを意味するが、一方で、IFRS 財団の一連の資料の価値全体を実現するのに役立つ可能性がある。ISSB の新たな 2 年間の作業計画の一部として、3 つのサステナビリティ関連トピック (生物多様性、生態系及び生態系サービス、人的資本並びに人権についてのプロジェクト案) との関連で、報告における統合プロジェクトを進めることについて、どのように優先順位を付けるか。

18. 我々は、報告における統合プロジェクトを優先的に進めるべきと考えている。理由は以下の 2 点である。

(理由 1 : 投資家が企業価値全体を適切に評価するため)

19. 我々は、「報告における統合」の議論が開示と企業価値の関連付けに不可欠であり、投資家が企業価値を評価するために必要と考えている。アジェンダ協議の A41 の「報告における統合は、財務

業績とサステナビリティのパフォーマンスとの間のつながりを、より容易に企業の投資者に理解される方法で、明示的に、効率的に、かつ効果的に伝達することを確保することができる」との考え方にも賛同する。

20. アジェンダ協議の A40 には、「報告における統合（Integration in reporting）は、価値創造に関する情報が、どこで、どのような内容が、どのように、概念上及び事業上の関連性（linkages）を通じて「つながりのある（connected）」とされるのか」、様々な資源及び関係等の「相互依存性、シナジー及びトレードオフの集合的な考慮も含んでいる」との考え方にも賛同する。
21. 個別のサステナビリティ関連トピックの情報がそれぞれ開示されている状況では、その開示情報の利用者である投資家は、全体の企業価値への影響が判断しにくいと考えられる。したがって、投資家による企業評価をより実効的なものにするためには、「報告における統合」は、個別のサステナビリティ関連トピックの情報開示よりも優先的に検討されるべきである。

（「望ましい報告における統合」の具体例）

22. アジェンダ協議の 40 に対応する開示が日本企業の事例で存在しており、我々は投資家からの評価も高いと認識している。
23. 例えば、味の素株式会社では、2030 年までにアミノ酸のはたらきで食習慣や高齢化に伴う食と健康の課題を解決し、人々のウェルネスを共創する事を目指すビジョンのもと、調味料、栄養・加工食品、ソリューション&イングリディエント（S&I）、冷凍食品、ヘルスケア、電子材料の 6 つの重点事業を特定し、人財・技術・顧客・組織の 4 つの無形資産の強みを活用し、これらの事業における製品・サービスを通じたイノベーションによって社会価値と経済価値を共創していく価値創造ストーリーを描いている。併せて、重点事業における無形資産の投資額・投資比率目標も掲げている。
24. 具体的には、人財（人的資本）、技術（知的資本）、顧客（社会・関係資本）、組織（知的資本、人的資本）を活用した価値創造ストーリーとして、人財（人的資本）からアミノ酸のはたらきの追求をベースとした独自性の高い技術（知的資本）が生まれ、この技術を活用した製品・サービスを企業の信頼をもとに顧客（社会・関係資本）に提供することを通じて将来の財務価値につなげている説明をしている。そして、従業員一人一人の志、志への熱意や志を実現していく仕組み・企業文化も組織の資産（知的資本、人的資本）として重要視し、この価値創造ストーリーを継続的に再現しようとしている。

（理由 2：サステナビリティ課題の解決策となる製品・サービスを企業が持続的に提供する環境を整備するため）

25. 気候変動問題をはじめとするサステナビリティ課題に対する取組状況は、企業活動の持続性に大きな影響を及ぼしている。サステナビリティ課題への対応は、長期的かつ持続的な価値創造に向けた経営戦略の根幹をなす要素となりつつある。サステナビリティ課題の解決のために、企業はイノベーシ

ョンを起こし、解決策となる新たな製品・サービスを顧客に提供する必要がある。また、企業のイノベーションの創出や新たな製品・サービスの提供をするために、企業の知財・無形資産の投資・活用は必要不可欠である。

26. 一方、サステナビリティ課題を解決し、新たな産業・社会構造への転換を促すためにはサステナブルファイナンス等の長期的な民間資金の拡大が不可欠である。投資家や金融機関には、そうした産業・社会構造への転換を先導・誘導する役割が期待される。

27. さらに、サステナビリティ課題の解決には、企業と投資家・金融機関の双方の努力が必要である。具体的には、企業は、知財・無形資産の投資・活用戦略を開示し、知財・無形資産がどのようなつながりを持って企業価値の創造につながるのかを明らかにすることが必要である。一方、投資家は企業を中長期的な視点で評価し投資することで、イノベーション創出や新たな製品・サービスの提供を促す必要がある。そして、企業と投資家・金融機関が建設的な対話を重ね、企業価値の向上と投資資金の獲得という好循環を実現することが必要である。

28. 企業価値の向上と投資資金の獲得という好循環の実現には、我々は統合的な開示とそれに対する適正な評価が必要と考えている。知財・無形資産は、報告における統合において、サステナビリティ関連情報と財務情報との間をつなげ、統合された一体的で包括的な企業報告を実現するために重要な要素である。

質問 7

(b) 報告における統合プロジェクトを優先事項として検討すべきと考える場合、必要となる調整の努力を考慮したときに、IASB との正式な共同プロジェクトとして進めるべきと考えるか、それとも ISSB のプロジェクト（正式な共同プロジェクトとしなくとも、依然として必要に応じて IASB からのインプットを活用できる。）として進めるべきと考えるか。

(i) 正式な共同プロジェクトを選好する場合、これをどのように実施すべきと考えるのか 及びその理由を説明されたい。

(ii) ISSB のプロジェクトを選好する場合、これをどのように実施すべきと考えるのか及びその理由を説明されたい。

29. IASB との正式な共同プロジェクトとして進めるべきである。利用者の立場から考えると、IASB と ISSB の双方から出される基準を統合的に検討するニーズがあるためである。また、アジェンダ協議の A47 には、「IASB の公開草案に対するコメント提出者の多くは、経営者による説明とサステナビリティ関連財務表示との間の相互関係を強調し、IASB と ISSB が共同で作業するように促した。」と記載されている。

30. 仮に正式な共同プロジェクトとした場合、作業スピードの点が遅くなるのであれば、(ii)の選択肢であるIASBからのインプットの利用を前提に、ISSB単独プロジェクトとすることもやむを得ないと考える。

(c)報告における統合に関するプロジェクトを進めるにあたり、ISSBは次のものを基礎としたり、これらから諸概念を取り入れたりすべきと考えるか。

- (i)IASBの公開草案「経営者による説明」。賛成の場合、ISSBがその作業に取り入れるべきだと考える具体的な概念を記述されたい。反対の場合、その理由を説明されたい。
- (ii)「統合報告フレームワーク」。賛成の場合、ISSBがその作業に取り入れるべきだと考える具体的な概念を記述されたい。反対の場合、その理由を説明されたい。
- (iii)その他の情報源。賛成の場合、ISSBがその作業に取り入れるべきだと考える情報源及び具体的な概念を記述されたい。

(i)「経営者による説明」についての見解

31. 我々は、2021年5月に発行された実務記述書公開草案「経営者による説明」の概念をISSBの作業へ取り入れるべきと考えている。これらの考え方は、投資家が意思決定をする上で重要であるためである。例えば、「経営者による説明」には、改訂の目的として「投資者及び債権者が必要としている情報に焦点を当てた包括的な要求事項及び経営者が当該情報を識別して明確に表示するのに役立つためのガイダンスを開発すること」と記載されている。また、「必ずしも投資者及び債権者が必要としている情報を提供していない」例の中で開示の定型化を挙げている。
32. 「経営者による説明」では、ビジネスモデル、戦略、資源及び関係、リスク、外部環境、企業の財務業績及び財政状態の6つの内容領域を特定した上で、企業がどのようにして価値を創出し、キャッシュ・フローを生み出すかという企業のビジネスモデル等の開示を求めている。このキャッシュ・フローを生み出す能力を重視する考え方は、我々も同意する。特に、資源及び関係の中で、無形の資源を重要な企業の資源の例として示している点は、知財・無形資産の重要性を認識している我々としては高く評価している。
33. 「経営者による説明」とサステナビリティ報告に関するプロジェクトの相互関係については、「当審議会は、企業は本実務記述書とサステナビリティ事項などの特定のテーマを扱う記述的報告の要求事項及びガイドラインと組み合わせて適用することができると予想している」と記載されており、「経営者による説明」はISSBの作成する基準に一定程度影響を与えることが推測される。

(ii) IIRCの国際統合報告フレームワークについての見解

34. 我々は、国際統合報告フレームワークの概念を ISSB の作業へ取り入れるべきと考えている。国際統合報告フレームワークでは、短、中、長期の価値創造に焦点を当てた統合思考を特徴としている。そして、企業報告に関して、よりまとまりのある効率的なアプローチを促している。我々はこのアプローチに強く賛同する。
35. サステナビリティ関連情報が如何なるつながりを持って価値創造につながるのかを統合的に説明するためには、企業がインプットからアウトカムに至るまでの価値創造のプロセスを説明することが必要である。具体的には、社会課題の解決、パーパス・ビジョンの実現といった事業目標に基づき、技術開発（知的資本）・生産体制・販売・調達チャネル（社会・関係資本）等の無形資産の投資・活用を通じて、環境問題をはじめとする社会課題の解決につながる製品・サービスを提供し、顧客に選択されることによる売上・利益の獲得を継続できることを説明する必要がある。
36. 当検討会が作成した知財・無形資産ガバナンスガイドラインは、知財・無形資産の投資・活用による統合的な企業価値向上ストーリーの考え方を提示している。具体的には、本ガイドラインでは、企業の目指す経営理念、経営目標を達成するために、企業の目指すべき姿（To Be）と現状（As Is）のギャップを埋めるように、強みとなる知財・無形資産に基づいて競争力のある事業を創出し、社会課題の解決につながる製品・サービスを提供することにより、社会価値、経済価値を創出し、創造された価値を知財・無形資産に再投資する一連のサイクルを説明している。これは、国際統合報告フレームワークのオクトパスモデルに照らせば、インプット、事業活動、アウトプット、アウトカム、のプロセスの流れと捉えることが出来る。
37. なお、IIRC が 2013 年に国際統合報告フレームワーク案を公表した後、日本では 800 社以上の会社が日本では任意開示の統合報告書を自主的に発行しており、日本において統合思考の考え方が企業に定着してきている。

(iii) その他の情報源についての見解

38. 我々は、知財・無形資産ガバナンスガイドラインの概念を ISSB の作業へ取り入れるべきと考えている。特に、知財・無形資産ガバナンスガイドラインに記載されている企業と投資家・金融機関の対話の促進に使える「コミュニケーション・フレームワーク」の概念を「報告における統合」の基準に導入してほしい。
39. コミュニケーション・フレームワークは 3 つの構成要素からなる。1 つ目は知財・無形資産の投資・活用を将来目指すビジネスモデルと結びつける「企業変革のストーリー」である。2 つ目はそのストーリーを作る際に知財・無形資産と企業のアウトカムを仮説思考で結びつける「企図する因果パス（関係性）」である。これは、「高利益率に係る製品・サービスの競争力・差別化要因となる知財・無形資産が他社となぜどのように異なり、どのような時間軸で持続可能で競争優位なビジネスモデルにな

るのか」といった粒度で作成するものである。3つ目は「経営変革のストーリー」と「企図する因果パス」を明確にするために、企業における知財・無形資産の投資・活用を、コーポレートレベルの経営指標（ROIC等）と紐付けて説明する「ROIC逆ツリー等の経営指標との紐付け」である。このコミュニケーション・フレームワークに則った開示を企業が行うことで、投資家の理解、投資家との対話を促進することが可能となる。

(d)ISSB が本プロジェクトを進める場合に、ISSB に対して他の提案はあるか。

（比較可能性と独自性のバランスについて）

40. IFRS 財団の基準は国際的な比較可能性と財務情報の品質を向上させることにより、資本市場に透明性をもたらすことを目的としている。そのためこの基準はグローバルに適用されることを前提としており、基準が地域・国に応じて異なる法・制度に柔軟に対応できるものとするために、IFRS 財団が原則主義を採用していると理解している。我々はその立場を支持する。
41. 企業の競争力の源泉やビジネスモデルが多様となり、また企業によってはビジネスモデルや業種自体の移行（transition）も志向するケースがある中で、企業価値評価を定型的な開示で適切に行うことは難しい。従って企業経営者がどのようなビジネスモデルを志向し、どのような事項をマテリアルと考えているか、ビジネスモデル変革のためにどのような取組みを行っているか、移行に向けた将来の計画等、企業ごとに情報開示の自由度が担保されている状態が、極めて重要となる。
42. また、開示項目が過度に細則的になることで、開示の消極化や定型化を招き、開示情報と企業価値の関連性が減じることは避ける必要がある。従って、ISSB 基準は、開示内容の比較可能性と価値関連性を表現する独自性の適切なバランスに基づいたものになることが望ましい。

（枠組みの位置付けや関係性の整理について）

43. IFRS 財団は 2022 年 8 月、IFRS 財団と VRF との統合を完了した。この統合は、サステナビリティ報告基準の統一化・簡素化に対する資本市場関係者の要請に応えたものと理解している。IFRS 財団のサステナビリティ開示基準に関する取組は、企業価値の評価のための包括的なグローバル・ベースラインを提供するためのものである。この取組は投資家の観点を重視しており、我々も支持する。
44. サステナビリティ関連情報は企業価値の評価に影響を与えるものであるが、現状は IIRC の国際統合報告フレームワーク、IASB の経営者による説明等の様々な枠組みが並立している状況である。また、例えば国際統合報告フレームワークと経営者による説明では、用語の定義やモデルにおいて違いも見られる。IFRS 財団はこれらの枠組みをすべて統括する立場にあり、枠組みの位置付けや関係性、用語やモデルを整理することを行ってほしい。企業価値の創造に関する統合的な考え方を

整理した上で、個別のテーマ（人権、人的資本、生物多様性等）に関する情報開示の議論を進める方が、投資家と企業の各種枠組みに対する理解が進むと考える。

（IASB の無形資産に関するプロジェクトとの関係）

45. 我々は、IASB が Third Agenda Consultation 等で、無形資産に関するプロジェクトを進める点を言及していることは認識している。例えば、IASB は、無形資産に関するプロジェクトの一案として、IAS 第 38 号の包括的な改訂に言及しているが、このプロジェクトは時間がかかる可能性が高い。我々は、無形資産を会計報告書に如何に掲載すべきかというアプローチではなく、将来の企業価値に重要な無形資産の投資・活用戦略を開示することにより、投資家との対話を促進するアプローチが良いと考えている。そのためには ISSB の「報告における統合」で知財・無形資産に関するルールを定める方が望ましいと考えている。

質問 8 ISSB の活動及び作業計画に関して他にコメントはあるか。

コメントなし。

以上